

中国特許法第三次改正に向けた知財実務上の施策

主催：NRIサイバーパテント知的財産コンサルティング室（開催時） 2009年9月2日

NRIサイバーパテントは、野村総合研究所丸の内総合センターにおいて、標題のセミナーを開催した。

中国では、「專利法（日本の特許法・実用新案法・意匠法に相当）」の第三次改正法が2009年10月1日に施行された。セミナー当日は、企業・大学などの知的財産（以下、知財）担当者や特許事務所の弁理士を中心に、約50人のご参加いただいた。

セミナーは4部構成で、ウィルジエンス特許業務法人の白洲一新弁理士、中国特許庁（中華人民共和国国家知識産権局）の現役の審査部長である張清奎氏、および野村総合研究所（NRI）事業戦略コンサルティング一部長の中島久雄を講師に迎えた。

■中国知財をめぐる概況（白洲一新弁理士）

特許情報の統計データや新聞記事から、中国に潜在する知財リスクについて言及した。中国の市場は年々拡大しているが、日本や欧米の市場と比較して知財に対するモラルが低く、模倣品が氾濫している。リスク管理として、特許権などの知財権を取得することの重要性を説き、これを怠ったときには莫大な損害が発生する危険性があることを、判例を挙げて詳述した。

■法改正に伴う審査基準の先読み（張清奎氏）

10月1日の第三次改正法施行に併せて、中国特許庁の審査基準^注もこれに対応したものとなる。張氏は過去の法改正を振り返りつつ、今回の法改正の内容および新しい審査基準について詳しく解説した。今回の法改正では、たとえば、新規性喪失の対象を国内外で差別しない（絶対的新規性基準）など、他の法制度と調和を図るものとなっている。こうした内容は参加者の実務に直結するものであり、聴講

者からは、自らの実務経験に基づく熱心な質問が寄せられた。

注）出願内容が一定の基準に従って公平妥当かつ効率的に審査されるように、特許法などの関連法律の適用について特許庁の基本的な考え方をまとめた文書。出願人側では新規発明の特許性判断に使用されるなど、特許管理等の指標として広く利用されている。

■拡大する中国内陸部市場と日系企業の課題

（中島久雄）

本講演では、ビジネスの側面から、中国市場の動向と日系企業が取り組むべき課題について説明した。統計データやアンケート結果から、内陸部市場の潜在性の高さと、日系企業が販売チャネル、商品競争力、人材マネジメントを課題として感じていることを示し、こうした企業の事例を紹介した。

■中国アウトソーシングサービスの紹介（NRIサイバーパテント 堀江進之助）

NRIサイバーパテントが提供する、中国特許データベース、「TRUE TELLERパテントポートフォリオ」によるマクロ分析、および中国特許にかかるアウトソーシング（外部委託）サービスなどを紹介した。

NRIサイバーパテントは、これからも、知財立国を目指す日本で知財業務に関する「フルサポートパートナー」として、顧客のニーズに応えながら質の高いサービスを提供し、魅力的なセミナーも開催していきたい。

本セミナーについてのお問い合わせは下記へ

NRIサイバーパテント知的財産コンサルティング事業部
堀江進之助

電話：(03) 5299-4720 メール：s2-horie@nri.co.jp